

北名古屋市（旧師勝町・旧西春町）の寺子屋研究（下）

—寺子屋から小学校の設立・開校へ—

A Study on Temple School in KITANAGOYA-CITY

— From Temple School to Elementary School —

木全 清博 KIMATA Kiyohiro

4 北名古屋市（旧師勝町・旧西春町）における寺子屋の実態

(1) 1931 年調査による旧師勝町の寺子屋

1931 年調査の北名古屋市（旧師勝町・旧西春町）の寺子屋は、師勝村 7 校・西春村 13 校の合計 20 校が確認された。師勝尋常高等小学校の教員による地域文献資料や聞き取り調査により 7 校が判明した。旧師勝町の寺子屋は、以下の表 7 のとおりである。（右端に資料番号 336・348 をあげる）。

表 7 旧師勝町域における寺子屋一覧

師匠名	身分	位置	開業年	廃業年	寺子数	学科	入門	修業年限	No.
1 志賀田大音	僧	鹿田村	*	明治 7 年	男 10 内外	読・書・算	6・7 歳	4・5 年	336
2 広瀬利武	神官	同	*	同	男 10 内外	同	同	同	336
3 村瀬俊雄	山伏	同	*	同	男 10 内外	同	同	同	336
4 吉田松玄	医	高田寺村	*	同	男 30 位	読・書	同	同	336
5 勝山・勝雄	僧	熊之庄村	*	自然消滅	男 20 女 4	同	6～8 歳	不定	348
6 丹羽助三郎	農	六ツ師村	*	同	男 20	同	同	同	348
7 加藤儀助	農	同	*	同	男 20	同	同	同	348

（注）開業年は、すべて「徳川幕府初期ヨリ存セル如シ」*との記述あり。

（『維新前寺子屋、手習師匠、郷学校、私学校の調査』（1931 年）

旧師勝町の 1931（昭和 6）年調査の寺子屋について、『西春日井郡誌』（1923 年 以下郡誌と略す）との差異点を先に見ておこう。郡誌には鹿田村では「愛行院住職」と「神官某」との記載が、1931 年調査で前者は「3 村瀬俊雄 山伏 大字丹波」、後者は「2 広瀬利武 神官（禰宜）大字院田」と明記されている。村瀬俊雄は後継者良順も師匠と書かれて「愛行院堂守で修験者」とある。「1 志賀田大音 僧 大字大門」は郡誌で寺院名が未記載だが、地名から仁昌寺と推定できる。

高田寺村の「1 吉田松玄」は、郡誌で高田寺の僧と書かれているが、1931 年調査で医者としている。吉田松玄は、高田寺の僧侶で眼科の医者でもあった。2つの資料で異なる身分として記載されたが、『尾張徇行記』（1822 年）の「高田寺村」の項に「高田寺の古 12 坊のうち、実相坊は代々眼科を業とす（中略）日本の目医師 3 流のうち高田流といい、医業専ら天下に行われ、広く諸侯までの目療治をなす」とあり、12 坊の実相坊の代々の住職吉田家が眼科医を営んでいたことが判明する。

熊之庄村の寺子屋は、郡誌で「寺院住職」とのみ記されていた。1931年調査では「不伝寺」の「5勝山・勝雄」の2人の名前があげられ、勝雄は勝山の後継者と書かれている。

六ツ師村の寺子屋は郡誌には記載がなかった。1931年調査で「6丹羽助三郎」と「7加藤儀助」の寺子屋があげられ、両者の身分は百姓と書かれていた。表6には他村の身分と記載と整合させ農民と記した。加藤儀助は六ツ師村の代々の庄屋の家柄であり、敷地の一部は現在、国登録有形文化財の「旧加藤家住宅」として保存されている。郡誌に記載されていた井瀬木村の「船橋俊善 僧」の寺子屋は、1931年調査であげられていないがその理由は不明である。

師勝尋常高等小学校調査の資料NO.336とNO.348のすべてに開業時期を「徳川幕府初期ヨリ存セル如シ」と書き、廃業年を「明治7年頃自然消滅」と記している。開業年は伝承者の記憶の誤りをそのまま記したのであろう。廃業年は同時期の他資料からいうと明治6年の誤りである。1931年調査について、丹羽健夫が指摘したように、昭和初期の1930年代に60～70歳代の古老からの聞き取りは、極めて困難であった。幕末から明治初期の時期はすでに70～80年前の出来事なので、古老たちも親から聞いたことが多く文献資料の裏付けがなければ正確さを欠くのが当然であった。1931年調査にあたった尋常高等小学校教員たちは、地域の校区の寺子屋を掘り起こすために真摯に調査を行ったのであるが、聞き取りや伝承資料のあいまいさや不透明さは残っている。

NO.338の鹿田村3校の寺子屋では、書・読・算の3教科が行われており、手習いの習字は「いろは・日記帖・村附・商売往来・名頭帖」を御家流^{おいえりゅう}で教え、読本は「孝経・大学」^{こうきょう}、算術は「珠算、加→減→乗→除ニ至ル」という加減乗除を教えている(15)。寺子屋の年間の行事では「1月書初メ^{かきぞ}・左義長^{さぎちょう}、2月初午^{はつうま}(寺入)、3月七十祭、4月天神祭、5月節句(竹馬行事)、茅輪クグリノ行事(一名悪人除トイフ)、7月七夕祭、10月神送り」が共通である。束脩・謝儀に関しては、「下ノ時期ニ謝礼ヲナス—12月・正月・3月・5月・7月・9月—最上ハ1朱又ハ物品、身分ニ応ズル」としており、鹿田村の3校では物納と金納(1朱)の両方であった。丹羽健夫によれば、天保銭1枚=約100文、天保銭5枚=500文、1両の16分の1にあたる1朱はほぼ500文であったとして、米価を基準に算定して現在の通貨換算では、1朱=約500文は1万3千円程度にあたるとした(16)。農民たちは金納で謝儀(授業料)を支払う時代になってきていたのである。

熊之庄の不伝寺(勝山・勝雄)の寺子屋でも、物納か金納で支払っていた。「五節句ニ応分ノ謝礼(作物ニテ)、金銭ナラバ天保銭2枚～5枚位」とあり、金額は200文～500文を収めていたことがわかる。六ツ師村の2つの寺子屋でも、師匠の丹羽助三郎と加藤儀助へ寺子たちは「謝儀—金銭ナラバ二百文、三百文」を支払っていたというのである。

1931年調査では、寺子の人数と性別に注目しておきたい。旧師勝町の大字の各村では10～20名規模の寺子屋であったこと、男子の子どもが圧倒的に多く、女子の子どもはほとんどいなかった。わずかに熊之庄の不伝寺に4人いるだけであった。高田寺の吉田松玄の寺

子屋が男子 30 人で規模が大きい方であった。10 ～ 20 人規模、男子のみは純農村地域の寺子屋の存在の典型的なあり方であったともいえる。同時期でも商工業の盛んな在郷町の商業地域や名古屋のような城下町や商人町では、寺子の人数も多くかつ女子の子どもも多く寺子屋に通っていたことが確認されている。

(2) 1931 年調査による旧西春町の寺子屋

旧西春町の寺子屋について、1931 年調査は西春尋常高等小学校の教師によって 13 校が確認された。師勝尋常高等小学校と同様の調査手法と考えられるが、調査の集約の仕方は異なり、西春の場合は回答用紙が 10 枚にわたっている（調査番号 NO.349 ～ 358）。西春では各村の寺子屋の内容が詳細に記されている。次の表 8 に 1931 年調査の旧西春町の寺子屋一覧を掲げてみる。

表 8 旧西春町域における寺子屋一覧

師匠名	身分	位置	開業年	廃業年	寺子数	学科	入門	修業年限	No.
1 栗木利八	医	鍛冶一色村	維新前	文久年間	男 20 女 10	読・書	8・9 歳	5・6 年	349
2 井上澤右衛門	鷹匠	同	文久年間	明治 6 年	同	同	同	同	349
3 霊樹九峯	僧	同	*	明治 6 年	同	同	同	同	349
4 森太吉（紺屋）	商	中之郷村	*	明治 6 年	男 50 女 5	書	同	同	350
5 高柳秀貞	医	徳重村米野	*	明治 10 年	男 20	同	同	同	351
6 霊松寺(玄敬～4代)	僧	北野村	*	明治初年	男 15	読・書	7・8 歳	8 年	352
7 鈴野内海	神官	九之坪村	*	明治 5 年	男 30 女 5	同	同	6・7 年	353
8 東光寺(霊鑑～3代)	僧	弥勒寺村	維新前	同	男 10 女 10	書	同	7・8 年	354
9 三輪多聞・武夫	神官	西之保	*	明治5・6年	男 30 女 10	読・書	7・8 歳	5・6 年	355
10 古関銀右衛門	農	字福寺村	維新前	同	男 15	書	8・9 歳	4・5 年	356
11 生田霊運	僧	徳重村東屋敷	*	同	男 50 女 6	読・書	7・8 歳	同	357
12 石黒円明	僧	沖村字三ツ家郷	*	明治初	男10～20女10	同	8・9 歳	同	358
13 小川光雲	尼僧	同村東ノ郷	*	同	男10～20女10	同	同	同	358

(注) 開業年の*印は、すべて不明を示す。

(『維新前寺子屋、手習師匠、郷学校、私学校の調査』(1931 年))

『西春日井郡誌』では西春の寺子屋は 14 校が記載されていたが、1931 年調査では 13 校であった。1923 年の郡誌と 1931 年調査に共通する寺子屋は 8 校で、前者の 6 校と後者の 7 校は異なっている。両資料共通の 8 校は、表 8 の 1 栗木利八、4 森太吉、5 高柳秀貞、8 東光寺、9 三輪多聞、10 古関銀右衛門、11 生田霊雲、13 小川光雲の寺子屋である。

1931 年調査では、開業時期については「維新前」又は不明と書いているが、廃業時期は、明治 5・6 年ないし明治 6 年と記載し、義校・小学校の設立により廃業したとしている。寺子数（男女）・学科・入門年齢・修業年限などは詳細に書かれている。集約した回答用紙が各村にはほぼ 1 枚記載されており、それぞれの寺子屋の実像が浮かび上がってくる。

鍛冶ケ一色村には、1 栗木利八、2 井上澤右衛門、3 靈樹九峯^{れいじゆきゅうほう}（雲太寺）の3つの寺子屋があった。1 栗木利八は同村 289 番地居住の庄屋であり、医者でもあった。利八の寺子屋はその子俊助にも受け継がれて「医業ノ傍^{かたわ}ラ子弟ヲ教育」したが、文久年間（1861～63 年）に俊助が病死して廃業した。その後、同村 1928 番地の平民の井上澤右衛門が寺子屋を引き継ぎ、明治6年まで経営した。井上は「犬山成瀬氏ノ鷹匠^{たかじょう}」とあるが、詳細は不明である（17）。郡誌にはなかった「3 靈樹九峯和尚」の雲太寺にも寺子屋があった。鍛冶ケ一色村の3つの寺子屋は、束脩・謝儀は「盆・暮ニ小麦、米、大根等ヲ持参ス」とあるので物納で納めている。

中ノ郷村には「4 森太吉」経営の寺子屋があった。森家は代々庄屋を勤めた旧家であり、紺屋業^{こんやぎょう}も営んでいた。1931 年調査では寺子数が男 50 人・女 5 人とされ、西春では大きな寺子屋であった。「森太吉書ヲ良クシ、近隣ヨリ来リ教ヲ受クル者多ク」とあり、近隣の他村から通ってくる子どももいた。森は中ノ郷村庄屋役を勤めていたので、郡誌記載の「森多七」と同一人物か親族と推定される。寺子屋は「明治6年頃学校設立マデ継続セラル、塾主ハ以来村長トナリ村民ノ敬慕^{けいぼ}ヲ受ケ 68 歳ニテ死亡、明治 37 年 3 月門弟等頌徳碑^{しょうとくひ}ヲ建ツ」とある。森の寺子屋では、書（手習）が中心で、良く清書のできる寺子には筆・紙などを賞与した。謝儀は「五節句、盆、正月ニ初物又ハ錢^{はつもの}（百文位）持参ス」とある。

徳重村には米野 89 番地「5 高柳秀貞」と東屋敷 1266 番地「11 生田靈雲（林證寺）」の2校があった。高柳秀貞は同村旧家で医師であった。村の中で医業を営みつつ、村民から頼まれて入門期の文字の読み書きを教えたとあり、手習いが中心であった。林證寺住職の生田靈雲は、維新前から寺子屋を始めているが、やはり書が中心である。生田の寺子屋は寺子数が男 50 人・女 6 人と、前記森太吉の寺子数と匹敵する多くの寺子たちが通ってきていた。森は「書ヲヨクシ学アリ、近隣者ニ教ヲ受ケシ者多数」と書かれている。謝儀に関して、盆・正月・五節句に初物又は錢 200 文を寺子たちが持参した。

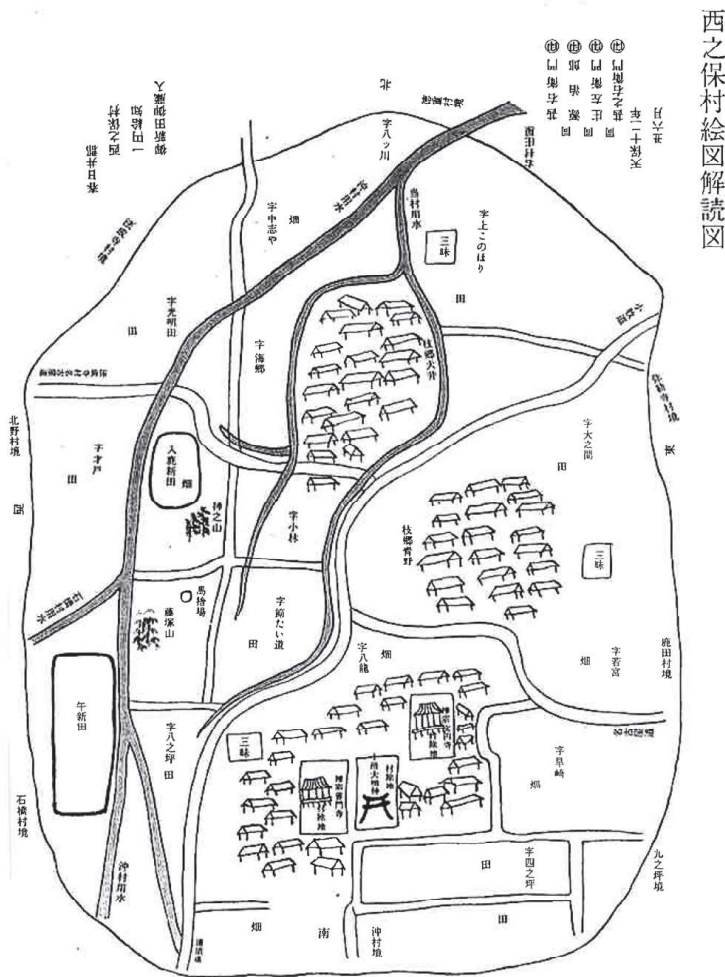
北野村の「6 靈松寺」の寺子屋は、住職の 8 代玄敬から興道・良雄・良重の 4 代にわたって経営された。書は仮名・村付・名頭・往来などで他の寺子屋と同じ、読も実語教^{じつごきょう}・童子教^{どうじきょう}なども変わらない。謝儀に関しては、盆・正月に作物の初物、米一・二升、錢 100 文又は 200 文位の程度であった。ここでは物納と金納の両方であった。

九之坪村の「7 鈴野内海・豊三郎 神官」の寺子屋は、維新前から開業、鈴野家は十所社の神主を代々勤めている。寺子数は男 30 人・女 5 人で、読・書を教えているが、習字で「仮名・名頭・村付・国ヅクシ・古状揃^{こじょうそろい}」とある。謝儀は、盆・正月・節句に初物及び米 2 升位持参であった。郡誌記載にある「鈴木波門」は 1931 年調査に漏れているが、その詳細は不明である。

弥勒寺村の「8 東光寺」の寺子屋は、岩田靈鑑^{れいかん}・徳瑞^{とくずい}・息堂^{そくどう}の 3 代によって営まれた寺子屋である。寺子数は男 10 人・女 10 人で、読・書は他の寺子屋とほぼ同様、謝儀に関しては「盆・正月ニ僅カナル米、錢又ハ手製^{とうふ}ノ豆腐 1 箱（12 丁）ヲ持参ス」とある。金額は

書かれず、手製豆腐の持参は西春地域の他村にはない。

図2 西之保村（天保12＝1841年）



（出典『西春町史』資料編Ⅱ解説 1983年）

西之保村（図2）の「9三輪多聞・武夫 神官」の寺子屋は、かなり詳細に書かれている。開業年は不詳であるが（18）、廃業年は小学校設立の明治5・6年であり、寺子数は男30人・女10人であった。入門年齢は7・8歳からで、修業年限は他の寺子屋の3・4年より長く5・6年間であった。東屋敷874番地の十所社の由来を「伝へ聞ク嘉慶元（1387）年大和おおみわじんじや大三輪神社ヲ当地ニ勧請シ 神官随伴シテ来タリシ者此地ニ住居シ 代々近隣ノ子弟ヲ教育セルモノナリト」と書いている。なお、和暦の嘉慶の元号は南北朝期の北朝の元号、南朝では元中4年である。十所社宮司は大和国の三輪神社から神官として随伴、代々三輪姓を名のってきた。三輪隆裕の談によれば、三輪多聞の前宮司「樋口本彦」は隣村岩倉から養子で入って宮司となるが姓を変えなかった、樋口も寺子屋師匠であったとのこと（18）。十所社では習字で「仮名、村付、名頭、用文章」が、読本で「書方手本、庭訓往来、女大学、貞女鑑、国史略、四書、五経」が教えられている。女子の寺子には他寺子屋であげていない女大学・貞女鑑を教えた。なお、謝儀は盆・正月及び節句に米2・3升又は初物であった。

図3 沖村（天保12＝1841年）



076

いる寺子屋は、6 高柳秀貞、6 霊松寺、7 鈴野内海、8 東光寺、9 三輪多聞、10 古関銀右衛門、12 石黒円明、13 小川光雲の 9 か所である。2 月 25 日だけでなく、毎月 25 日に天神祭を行なっているのは、三輪多聞、古関銀右衛門、石黒円明、小川光雲の寺子屋であった。西之保村の三輪と沖村の石黒、小川の 3 つの寺子屋では、「毎月 25 日天神像ヲ掲^みゲ神酒、菓子ヲ供^{てんじんきょう}ヘテ天神経ヲ読ミ参拜」とあり、宇福寺村の古関も同様に菓子・酒を供えた。北野村東光寺では「2 月 25 日天神様ヲ祀リ赤飯ヲ供ヘテ参拜」、同村霊松寺では「2 月 25 日ニ天神様ヲ祀^{まつ}リ清書ヲシテ祀ル」としている。学問の神様の菅原道真を祀る天神祭は、多くの寺子屋で年間の行事として重視されていたことがわかる。

5 北名古屋市（旧師勝町・旧西春町）の寺子屋数

1931 年調査から約 40 年後、愛知県教育委員会の実施した 1973 年調査を見ておこう。1973 年調査は、「まえがき」で各市町村史記述の寺子屋と聞き取り調査をもとにして『愛知県寺子屋一覧』の寺子屋表を作成したと書いている。しかし、その根拠となる市町村史の出典が明記されず、聞き取り方法と内容も明確に示されていない。また、刊行本の寺子屋の師匠名・地名・校数区分などで多くの誤記が見られる。1973 年調査の寺子屋一覧表を訂正して、現時点でできるだけ北名古屋市の寺子屋を精密にとらえてみたい。1973 年調査の寺子屋数一覧を示すと、以下の表 9 のようになる。

表 9 北名古屋市の 1973 年調査による寺子屋数

<旧師勝町の寺子屋> 18 校 鹿田村 4 校、高田寺村 2 校、熊之庄村 2 校、六ツ師村 5 校、二子村 1 校、片場村 1 校、井瀬木村 1 校、久地野村 1 校、薬師寺村 1 校
<旧西春町の寺子屋> 24 校 鍛冶ヶ一色村 6 校、中之郷村 3 校、徳重村 2 校、北野村 1 校、九之坪村 2 校、弥勒寺村 1 校、西之保村 1 校、宇福寺村 1 校、沖村 2 校、石橋村 3 校、法成寺村 2 校

旧師勝町の 1931 年調査による寺子屋は、下記の 1～7 番までの 7 校であった（表 7 参照）。1973 年調査の『愛知県寺子屋一覧』には、次の表 10 に示す 8 番から 18 番までの寺子屋が記載されている。なお、1973 年調査で増えた 8 番～18 番の寺子屋には寺名、所在地名が書かれているだけであって、師匠名・開業時期・廃業年・寺子数他が全く書かれていない。調査の信憑性に疑問が残るが、とりあえずあげておくことにする。

16 番井瀬木村の全昌寺の船橋俊善は、『西春日井郡誌』にあるが 1931 年調査では未記載であった。しかし、8 番仁昌寺は 1 番志賀田大音（僧）の在籍した寺なので、重複して記載された可能性が高い。10 番高田寺は先に検討したように 4 番吉田松玄（医者で高田寺実

相院の僧侶)と重複して記載された可能性が高い(ただし、高田寺には実相院とは別の寺院で寺子屋を開業していた可能性も否定はできない)。

ここでは8番と10番を重複記載と考えて、上記の18校から2カ所の寺子屋を引いた16校の存在を、現段階で旧師勝町での寺子屋としておく。

表10 北名古屋市の寺子屋(1)―旧師勝町域の寺子屋

1 志賀田大音 僧 鹿田村、2 広瀬利武 神官 同村、3 村瀬俊雄 山伏 同村、 4 吉田松玄 医 高田寺村、5 勝山・勝雄 僧 熊之庄村、6 丹羽助三郎 農 六ツ師村、 7 加藤儀助 農 同村 (1931年調査)、
8 観音寺 鹿田村、9 普門寺 六ツ師村、10 長栄寺 同村、11 長岳院 熊之庄村、 12 日光寺(祥岩) 二子村、13 円通寺(全透) 片場村、14 全昌院(マ寺) 井瀬 木村 *船橋俊善、15 万溪寺 久地野村、16 薬師寺(永井日大門) 薬師寺村 (1973年調査分)

次に、旧西春町の寺子屋の検討に移る。1973年調査では24校の寺子屋があったとしている。1931年調査で1番～13番が記載されており(表8)、郡誌記載の5校を加えて17番までが戦前に確認されていた寺子屋であった。以下の表11には、郡誌記載の14番～18番の寺子屋を加え、1973年調査の19番～22番の寺子屋4校をさらにつけ加えたものである。旧師勝町と同様に1973年調査で加えられた寺子屋は、寺子数・学科・開業時期・廃業年などがすべて空欄か不明であった。旧西春町では1973年調査で24校が書かれているが、栗本利八・俊助・俊吉の寺子屋の重複記載や誤記載の箇所がある。現段階ではこれらを除くと22校の寺子屋があったとしておきたい。

表11 北名古屋市の寺子屋(2)―旧西春町域の寺子屋

1 栗木利八 医 鍛冶ケ一色村、2 井上澤右衛門 平民(鷹匠)同、3 霊樹九峯(雲太寺)僧 同、4 森太吉 平民(紺屋) 中之郷村、5 高柳秀貞 医 徳重村米野、6 霊松寺(玄敬～4代)僧 北野村、7 鈴野内海 神官 九之坪村、8 東光寺(霊鑑～3代)僧 弥勒寺村、9 三輪多聞・武夫 神官 西之保村、10 古関銀右衛門 農 宇福寺村、11 生田霊運(林證寺)僧 徳重村東屋敷、12 石黒円明(入明寺)僧 沖村字三ツ家郷、13 小川光雲(阿弥陀堂)尼僧 同村東ノ郷、(1931年調査)
14 井上多十郎 鍛冶ケ一色村、15 鈴木波門 九之坪村、16 後藤倉次郎 中之郷村、 17 円乗寺 石橋村、18 法正寺 同村五日市場、(『西春日井郡誌』1923年記載分)、 19 徳円寺(北条聞応)法成寺村、20 寂光庵(高桑心応)石橋村、21 鈴木伝右衛門 中之郷村、22 井上正作 鍛冶ケ一色村、(1973年調査)

次に、北名古屋市の寺子屋では、仏教寺院のうちどのような宗派の寺院が多かったかを考察する。旧師勝町の寺子屋では、曹洞宗寺院が圧倒的に多い。寺子屋経営の曹洞宗寺院は熊之庄の不伝寺、長岳院、片場の円通寺、二子の日光寺、鹿田の仁昌寺、観音寺である。

日蓮宗では六ツ師の長栄寺と普門寺が、天台宗では熊之庄の長岳院と高田寺村の高田寺があり、修験道の真言宗醍醐寺派に属する愛行院が寺子屋を経営している。薬師寺は浄土宗の寺院であった。

師勝村の曹洞宗寺院は岩倉村の中心地に位置する龍潭寺の末寺が多数あり、住職は龍潭寺で修業してきた者ばかりである。同寺は岩倉城主織田伊勢守系の菩提寺で、尾張上4郡を支配した織田氏の庇護を受けて、戦国期からこの地域の曹洞宗寺院の中核となった寺であった。鹿田の仁昌寺・洞雲寺、久地野の万溪寺は稲沢の正眼寺の末寺であった。修験者で山伏と記載の愛行院は真言宗であった。

旧西春町の寺院もまた曹洞宗の寺院が多く寺子屋を経営した。北野の霊松寺、弥勒寺の東光寺、鍛冶ヶ一色の雲太寺、石橋の寂光院、法成寺の長福寺など曹洞宗寺院が、寺子屋経営に積極的に関わっている。次に浄土真宗の寺院で徳重の林證寺、法成寺の徳円寺、沖の入明寺が続き、法華宗の石橋の円乗寺でも寺子屋を開いている。

神社では、西春では西之保の十所社、九之坪の同じく十所社の神主が寺子屋を開き、師勝では鹿田の新宮神社に寺子屋があった。概して、仏教寺院の僧侶に比べると神社の神官の寺子屋経営は少なかったといえる。

仏教の宗派では、曹洞宗寺院が旧師勝町・旧西春町の地域には多く、布教活動においてこの地域に根を下ろしていたことが、寺子屋開業にも熱心に取り組んだと考えられる。

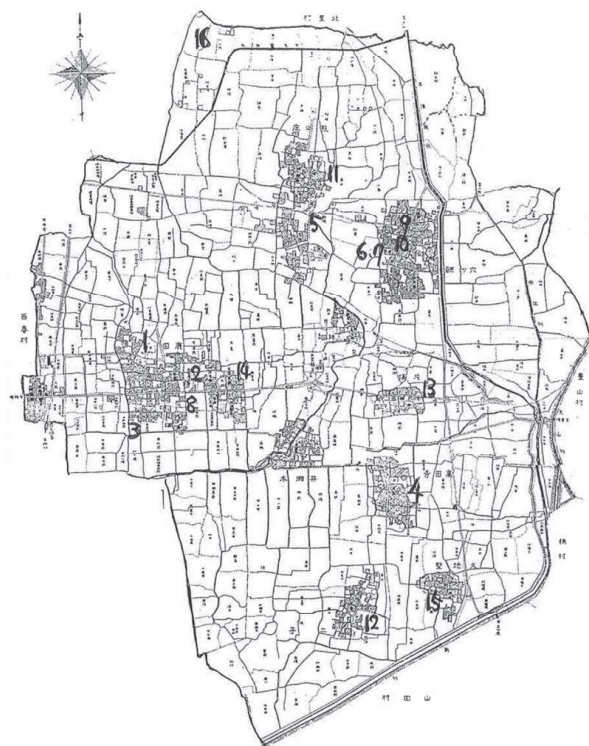
最後に、北名古屋市の旧師勝町と旧西春町の寺子屋の位置と分布の地図を掲げておく。図4に旧師勝町の寺子屋の位置と分布、図5に旧西春町の寺子屋の位置と分布を示した。それぞれ地図上での数字番号に関して、図4の番号1～16は表10北名古屋市の寺子屋(1)―旧師勝町域の寺子屋に対応し、図5の番号1～22は表11北名古屋市の寺子屋(2)―旧西春町域の寺子屋に対応するものである。

なお、地図の原図について付言しておきたい。図4の原図は、「昭和13年土地宝典」の「西春日井郡師勝村全図」であり、1931年調査と時期もほぼ近いころである(19)。図5の原図は1959(昭和34)年の1万分の1の地図で、「西春日井郡西春村全図」である(20)。戦前の1931年時点に近い同村地図が見つからず、戦後の地図を使わざるを得なかった。戦後とはいえ高度経済成長期以前の時期のこの地域の景観を示すもので、近世末から近代の旧西春町の村落をあらわすものと考えて使用した。

6 北名古屋の寺子屋から義校・小学校の設立・開校へ

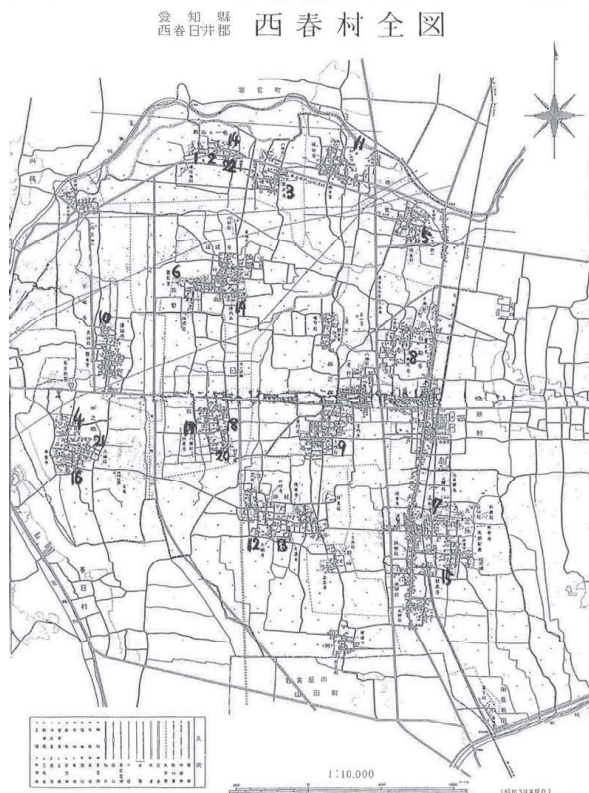
明治維新を経て、1872(明治5)年8月に明治政府は近代国家の教育制度を整備していく。太政官布告で「被仰出書」が出されて、「学制」が發布された。旧来の藩校・寺子屋などの身分別の教育機関でなく、国民が等しく教育を受けるべき小学校の設立が進められていく。これに先だって愛知県では、身分別の枠をはずした新しい学校創設の政策が実施さ

図4 西春日井郡師勝村の寺子屋位置



番号1～16は表9の寺子屋番号
地図『昭和13年土地宝典』1938年（『師勝の地名考』1981年）

図5 西春日井郡西春村の寺子屋位置



番号1～22は表10の寺子屋番号
地図『昭和34年1万分の1』（『西春町史』民俗編付図1984年）

れた。1871（明治4）年7月14日の廃藩置県により尾張藩は名古屋県となり、さらに同年11月22日に犬山県を合併して名古屋県になっていた。この間の9月に名古屋県は市井科権小参事に「義校」設立を勧める次のような達書を出している（21）。

「今般、市民一般護国護身ノ道ヲ知ラシメンガ為ニ、小学校ヲ設クト雖モ、旧線旧染ノ余習未除、士ハ自カラ士、民ハ自カラ民、其間自然ニ區別アリテ、未混一ニ至ラズ、隨テ日新ノ途ニ就クノ実効アラワレズ、是其意未ダ徹底セザル所アルナリ。宜シク其間於テ説諭ヲ加ヘ、三民ノ子弟ヲシテ各所ノ小学校ニ入ラシメ、或ハ社ヲ結び、義校ヲ建テンコトヲ願フモノアル様、精々誘導致スベキ也

辛未九月

貫属科長

水野権参事江」

名古屋県は庶民に子どもを旧藩立の学校に入学させるよう要望したが、士族の庶民への差別意識が強く困難であった。そのため、新たに庶民の結社による義校を設立することを企図したのである。明治4年10月25日に富裕な商人たちに経費を出させて、名古屋で最初の第一義校が杉町御役屋（御馳走所）に誕生した。その後第二義校が伊勢山町洞仙寺に、第三義校は山口町相応寺に、第四義校は小川町妙本寺に設立された。1871年から73（明治6）年までに名古屋には、35校の義校が設立されていた（22）。

江戸時代の寺子屋は、経営者によって開業も廃業も自由であり、財政的に経営も不安定な「私的」な民間教育機関であった。明治時代に入って地域の存立にとって必要な人材を育成するには、指導者も経営者も持続的で財政的にも安定した「公的」性格をもつ教育機関が求められた。明治政府は小学校を財政的に支えられないので、江戸時代からの地域の村落が維持していくより方法はなかった。小学校は、地域の篤志家の寄付や村民全体の基金で維持・管理していくこととなる。寺子屋や私塾の私的教育機関から、市街地や地域村落の住民の資金での公的教育機関への転換であった。しかし、義校が寺子屋の師匠をそのまま教員としたり、建物・教場も旧来の建屋のままで、新しい近代学校の性格には合致しない。明治政府は愛知県の義校政策を否定して、1873（明治6）年後半から愛知県に小学校の創設に切り替えさせていくこととなる。

北名古屋市の小学校成立以前の義校に関する資料は、鍛冶ヶ一色村の井上修作家文書のみである。1872（明治5）年9月に愛知県から井上新七へ出された「義校沙汰書」である。

「義校相開候儀ニ就而兼而告諭致置候儀も有之候条 鷺津光恭、鈴木四郎

申談 尽力開業可致事 壬申九月 愛知県」（23）

『西春日井郡誌』（1923年）には郡内の義校一覧が掲載されて、師勝村では、鹿田学校、六師熊ノ庄義校の2校をあげているが、いずれも設立年月日不詳としている。西春村の義校として、九ノ坪義校と勸善学校を明治6年2月開校、晋（マ進）徳学校を明治7年2月開校としている。郡誌の資料は出典も不明確で、小学校の設立・開校と混同している（24）。

北名古屋の明治初期の小学校は、『文部省年報』第2～5年報（1874～77年）から教師

数・生徒数・校舎や教場がわかる。次に表 12 の明治 7 ～ 10 年の北名古屋市の小学校を示す。

表 12 明治 7 ～ 10 年の北名古屋市（旧師勝村・旧西春村）の小学校—教師数・生徒数等

	明治 7 年		明治 8 年		明治 9 年		明治 10 年	
	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数	教員数	生徒数
時習学校 (鹿田村)	男 3	男 153 女 35	男 1 寺院借用	男 137 女 28	男 2 寺院借用 校名変更 鹿田学校	男 48 女 25	男 1 教場 1 授業料無	男 47 女 1
久栄学校 (九之坪村)	男 3	男 61 女 14	男 1 同	男 61 女 13	男 3 新築公有有 校名変更 九之坪学校	男 64 女 10	男 2 同 2	男 49 女 3
勸善学校 (沖村)	男 2	男 56 女 15	男 1 同	男 54 女 5	男 2 民家借用 校名変更 沖学校	男 68 女 11	男 2 同 2	男 60 女 17
進徳学校 ほうじょうじ (法成寺村)	男 2	男 72 女 8	男 1 同	男 65 女 4	男 2 寺院借用 校名変更 法成学校	男 65 女 11	男 1 同 2	男 57 女 10
高田学校 (高田寺村)					男 1 民家借用 明治 9 年創立	男 36	男 1 1	男 57 女 4
閃明学校 せんめい (六ツ師村)	男 3	男 75 女 44	男 2	男 115 女 35	男 2 寺院借用 校名変更 牟都志学校	男 83 女 18	男 1 同 1	男 72 女 23

(『文部省年報』第 2 ～ 5 年報 1874 ～ 77 年より作成)

『文部省年報』第 2 ～ 5 年報の「愛知県公学校表」では、上記の時習・久栄・勸善・進徳・閃明の 5 小学校の創立年を、明治 6 年としている。ここでは年月日までは記載されないが、『府県史料 教育』第 13 巻愛知県の「公私立学校開業年月日及其位置」には西春日井郡 24 校が記され、時習学校（鹿田村）明治 6 年 9 月 14 日、久栄学校（九之坪村）同年 9 月 22 日、勸善学校（沖村）同年 9 月 15 日、進徳学校（法成寺村）同年 9 月 8 日となっている。閃明学校は不明である（25）。1876（明治 9）年 5 月 8 日に愛知県は、校名を町村名を冠したものに變更させていくので、県下では一斉に校名が變更された。

寺子屋時代と大きく異なるのは、小学校では国民皆学で子どもの就学を上昇させるため、就学督促を行っていく。表に見るように男子の就学は漸次向上していく。寺子屋では女子の就学はきわめて少なかったため、小学校では裁縫科を設けたりするが、容易に女子就学率は向上しなかった。1986（明治 19）年の「小学校令」から学校制度の基盤が作られ小学校も固まっていく。明治 20 年代から 30 年代にかけて、地方行政制度の町村制や郡制の整備とともに、明治末年までに学校制度も安定化して就学率も上昇していった。

最後に、明治期の北名古屋市（旧師勝村・旧西春村）の小学校の変遷を見ておこう。

(旧師勝村の変遷) 4つの尋常小学校から尋常高等小学校へ

鹿田尋常小学校

1873(明治6)年に時習学校(鹿田村)は、仁昌寺に設置され、76(明治9)年に鹿田学校に改名。『師勝町史』には「訓原村と組合」とするが、訓原村は89(明治22)年町村制で成立した村なので誤りで、高田寺村の間違いかと思われる。明治9年に高田寺村に高田学校が設立されているのは、時習学校から分離して独立したと考えられる。鹿田学校は「その後廃校となったらしい」(310頁)が、87(明治20)年に九之坪村(西春町)・平田村(名古屋市山田町)と3村で組合立小学校を九之坪に設ける。しかし90(明治23)年4月に分離独立して、鹿田尋常小学校となった。

六ツ師尋常小学校

1873(明治6年)に閃明学校が六ツ師村と熊之庄村とで六ツ師村長栄寺に設置した。町史には「両村一ヶ月ごとに交代で授業が行われた」とある。76(明治9)年に牟都志学校に改名している。この小学校沿革記事の町史の記載には誤記が多い。

熊之庄尋常小学校

六ツ師村の牟都志学校から1880(明治13)年に分離して、長岳院に設置する。校名が明らかでないので、牟都師学校の分校であった可能性が強い。93(明治26)年に日光寺境内に校舎を新築した。

訓原尋常小学校

1873(明治6)年に鹿田村と時習学校を設立するが、まもなく高田村の町田利貞宅に分校を置く。75(明治8)年12月に独立し和楽学校と称したが、76(明治9)年12月高田学校と改称した。町村制で訓原村が誕生し、92(明治25)年4月訓原尋常小学校となる。

師勝尋常高等小学校

1906(明治39)年に師勝村が成立して、07(明治40)年に上記4尋常小学校が師勝村立師勝尋常小学校となる。翌年08(明治41)に高等科を併置して、師勝尋常高等小学校となる。しかし、4つの尋常小学校は従来通り、各村に残ったまま4教場として存置されており、校名は1校であるが実質的には統合されたとはいえない状況であった。全児童が1校に統合したのは、1921(大正10)年4月のことであった(26)。

(旧西春村の変遷) 3つの尋常小学校から尋常高等小学校へ

西春下尋常小学校

1873(明治6)年に久栄学校が九之坪の平田寺に設置された。九之坪・弥勒寺・加島新田の3区で連区であったが、76(明治9)年1月に弥勒寺・加島新田が分離して九之坪だけが独立して、九之坪学校となった。鹿田校の項で見たように、明治20～23年の鹿田・平田の3村組合立小学校時代を経験する。分離・独立して、1890(明治23)年4月から西春下尋常小学校となった。

西春上尋常小学校

1873（明治6）年設立の勸善学校（沖・石橋・中之郷・西之保・野崎の5ヶ村）と進徳学校（法成寺・宇福寺・鍛冶ヶ一色・徳重・米野・青野・大井・弥勒寺の8ヶ村）の2校をルートとする。76（明治9）年に前者は沖学校に、校舎は法成学校と校名変更していく。82（明治15）年1月に米野・弥勒寺・徳重は分離して米野分校を置く。83（明治16）年に宇福寺が分離、宇福寺学校を設置、同年12月には青野・大井が再び連区に入り、同校は88（明治21）年に廃校となる。その後、宇福寺・北野・米野・法成寺・鍛冶ヶ一色・徳重・弥勒寺の7ヶ村が連区をなして法成寺学校が設立された。長福寺の本堂を借用していた。

1892（明治25）年10月の学制改正で、勸善→沖学校は、下拾個村立沖尋常小学校となり、進徳→法成学校は、上拾個村立法成寺尋常小学校となる。この両学校が1907（明治40）年3月に合併して、西春上尋常小学校となる。

西春尋常高等小学校

1908（明治41）年3月西春上・西春下の2つの尋常小学校を合併して、西春尋常小学校が大字西之保1624番地に設置された。ついで高等科が併置されて西春尋常高等小学校が設立された。それ以前、高等小学校は1887（明治20）年に西春日井郡立高等小学校が中小田井村に設立されていた。郡内で1校のみの高等小学校であったが、92（明治25）年に同校が廃止、郡内3カ所（東部、西部、北部）に高等小学校が設置された。西春・師勝地域は北部高等小学校で所在地は六ツ師村に置かれた。組合村は北里村・豊山村・楠村の如意と蒲及び山田村の比良であった（27）。

以上のように、師勝尋常高等小学校、西春尋常高等小学校の学校名が、師勝村と西春村の戦前期の小学校の校称となって1941（昭和16）年3月まで続き、アジア・太平洋戦争期になると国民学校令により、師勝・西春国民学校となった。1947（昭和22）年4月から戦後の学制改革で再び、小学校の校名に戻り、師勝小学校、西春小学校となった。

<注>

(15) 乙竹岩造は「師勝村古老大口徳右衛門報告」として学習順序の聞き取りを報告している（乙竹『日本庶民教育史』中巻 1929年 目黒書店）。「平仮名を読みつつ書くことから始めて、これに約1年を費やした。次年には名頭又は苗字尽、3年目に至つて村名に進み、大抵はこれで退学した。（中略）これより猶、続けて習う者は商売往来へと進んだ。」「寺子は大抵20枚綴の草紙2・3冊を携え行き、反覆これに練習するが故に、紙面皺を生じ、これを伸ばすのは苦心したものである。」（58頁）

(16) 丹羽『前掲書』注(2)42～43頁。束脩について、『名古屋教育史』I（2013年）では「金額は200文から1分（5千円～2万5千円位）と幅が広がった」（中江克己『江戸の躰と子育て』祥伝社 2007年を引用）としている（28頁）。旧師勝町では束脩を金

納にした寺子屋は 1931 年調査では無かった。

- (17) 尾張藩の鷹匠については、『岩倉市史』上巻（1985 年）に詳しい。
- (18) 1931 年調査では不詳とあるが、1973 年調査には開業年が 1709（宝永 6）年と明記しており、師匠名を樋口本彦としている。宝永 6 年開業とすれば、旧西春町・旧師勝町で最も早い時期というだけでなく、西春日井郡内でも早い時期である。
- (19) 「昭和 13 年土地宝典」の出典は、師勝地名編集委員会『師勝の地名考』1981 年口絵である。
- (20) 「昭和 34 年 1 万分の 1」の出典は、『西春町史』民俗編 1981 年付図である。
- (21) 『西春日井郡誌』（1921 年 前掲（3））14 頁
- (22) 『名古屋教育史』Ⅰ「近代教育の成立と展開」（2013 年）54～57 頁
- (23) 『西春町史』通史編Ⅰ（1983 年）292 頁
- (24) 『前掲書』（注 21）、西春日井郡の義校は、明治 5 年 8 月の西枇杷島町の町方義校、同年 11 月郷方義校が早く、明治 6 年 2 月の庄内村、西春村の九ノ坪義校、勧善義校が早い時期に設立された。同年 3 月に楠村の味鋤義校、5 月の如意義校と続き、明治 6 年中には豊山村、山田村、北里村、川中村で開校される。ただし、6 年後半期では、小学校への転換政策と重なっているので、義校設立といえない。
- (25) 『府県史料 教育』第 13 巻「愛知県政治部学校草稿」（ゆまに書房 1986 年）
- (26) 『師勝町史 増補版』（1981 年）310～313 頁
- (27) 『前掲書』（注 23）295～297 頁